

司 第 2 問

制限行為能力者の相手方の催告権

配 点

2 点

予

—

正解 1

部分点

—

ア × 制限行為能力者の相手方は、法定代理人、保佐人または補助人に対し追認か取消かの催告をなすことができる (20Ⅱ)。そして、催告期間を徒過した場合、追認の効果が擬制される (20Ⅱ)。もっとも、後見人が後見監督人の同意を得て追認をなす場合 (826, 864) など「特別の方式を要する行為」については、催告期間を徒過した場合、取消の効果が擬制される (20Ⅲ)。そして、保佐監督人が選任されている場合 (876の3Ⅰ)、保佐人が追認をなすときは、保佐監督人の同意を得なければならない旨は定められていない (864, 865Ⅰ参照) ことから、「特別の方式を要する行為」にはあたらない。よって、保佐監督人があるときは、保佐人が保佐監督人の同意を得てその期間内に追認の確答を発しなければ、当該売買契約を取り消したのみみなされるとする点で、本肢は誤っている。

【参考文献】近江Ⅶ・176頁, 171頁, 注釈1・391頁

イ ○ 制限行為能力者の相手方は、被保佐人に対して、1箇月以上の期間を定めて、保佐人の追認を得るべき旨催告することができ、この場合に、被保佐人が期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、取り消したものとみなされる (20Ⅳ)。よって、本肢は正しい。

ウ ○ 制限行為能力者の相手方は、制限行為能力者が行為能力者となった後、その者に対し、1箇月以上の期間を定めて取り消しうる行為を追認するかどうか催告することができ、この場合に、行為能力者となった者が期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる (20Ⅰ)。よって、本肢は正しい。

エ × 取り消しうる行為につき、取消権者 (120Ⅰ) による追認がなされると、その行為は初めから確定的に有効な行為となり、以後取り消すことができなくなる (122)。もっとも、制限行為能力者については、取消権者にあたるものの、追認は取消の原因となっていた状況が消滅した後でなければその効力を生じない (124Ⅰ)。また、125条2号は、「履行の請求」を法定追認事由として定めているが、これは、取消権者がする場合に限られ、相手方から請求を受けた場合は含まれないと解されている (大判明39.5.17)。本問は、被保佐人Aが行為能力者となった後に関するものであるため、追認することが可能であるが、相手方Bから甲の所有権移転登記手続の請求を受けたにすぎないから、「履行の請求」にはあたらない。よって、当該売買契約を追認したものとみなされるとする点で、本肢は誤っている。

【参考文献】内田Ⅰ・107頁, 川井1・292頁

オ ○ 125条5号は、「取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡」を法定追認事由として規定している。肢エで解説したとおり、本問では、被保佐人Aが行為能力者となった後の行為に関する問題であ